

裁 決 書

審査請求人

春日市原町3-1-5

処 分 庁 春日市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成22年6月17日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成22年2月分保護変更決定処分（以下「本件処分甲」という。）に対する審査請求（以下「審査請求甲」という。）、平成22年3月分保護変更決定処分（以下「本件処分乙」という。）に対する審査請求（以下「審査請求乙」という。）、平成22年4月分保護変更決定処分（以下「本件処分丙」という。）に対する審査請求（以下「審査請求丙」という。）及び平成22年5月分保護変更決定処分（以下「本件処分丁」という。）に対する審査請求（以下「審査請求丁」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分甲、本件処分乙、本件処分丙及び本件処分丁を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

審査請求甲ないし審査請求丁の趣旨は、本件処分甲ないし本件処分丁の取消しを求めるというもので、その理由として請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

1 処分庁は、本件処分甲ないし本件処分丁を行うに当たって、通勤用に使用

している自動車のガソリン代及び車検費用等を就労収入から控除しておらず、これらの費用は請求人の自己負担のため、生活苦となっている。

- 2 また、処分庁は、保護決定（変更）通知書に「別紙をご覧ください」と記載しているにもかかわらず、別紙を添付していない。
- 3 さらに、賞与収入に対して、特別控除を行っていない。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、審査請求甲ないし審査請求丁の棄却を求めるというもので、その理由は、次のとおりと解されます。

- 1 請求人は、自動車を実質的に所有し、使用している事実を処分庁に隠し、公共交通機関を利用して通勤していると主張してきた。処分庁は請求人の自動車の使用については認めていない。そのため、車検費用等の控除は行っていない。
- 2 請求人が所有する自動車のガソリン代については、両当事者間における審査庁の平成21年10月23日付け裁決書において、通勤費等の実費の額を認定すべきと判断されたため、平成21年1月分から平成22年2月分までのガソリン代を通勤費として平成22年2月1日に認定し、平成22年3月分から平成22年5月分までのガソリン代については平成22年5月分まで実費控除を行った。
- 3 処分庁は、請求人に交付した平成22年2月、3月、4月及び5月分保護決定（変更）通知書に別紙の添付を行っていなかったことを認める。
- 4 処分庁は、毎月特別控除を行うのではなく、8月と12月の年2回行う旨請求人に説明済みである。

## 第3 反論の趣旨

請求人の反論の趣旨は、次のとおりと解されます。

- 1 請求人は、勤務先の移転に伴い遠距離通勤を余儀なくされ、また大腸がんやその他にも多数の病気を抱えているため、やむを得ず自動車を使用する特別な事情がある。にもかかわらず、処分庁は、生活保護受給者の自動車の使用は認めていないとして、車両関連費（自動車税、車検費用、保険料等）の就労収入からの控除を認めないことはあまりにも非人道的である。
- 2 処分庁は、平成21年1月分から平成22年2月分のガソリン代94,879円を平成22年2月1日になってようやく認定したものの、請求人の2

月に車検があるので、その支払いに充てたいという申し出を無視して一方的に生活保護費の本人支払額と相殺した。また、処分庁は、相殺後の36,325円は近いうち支給するので、車検費用はカードで払っておくように言っておきながら、現在も支給していない。

#### 第4 処分庁の再弁明の趣旨

処分庁の再弁明の趣旨は、次のとおりです。

- 1 請求人の主治医から、請求人の主張する病気（過敏性腸症候群）は、長時間の公共交通機関の乗車は負担があるとの自覚症状は聞き取っているが、請求人は長時間の勤務（午前8時30分から午後7時20分まで）を続けており、公共交通機関での通勤の大きな障害要因となるとは考えにくい。

このため処分庁は、請求人の主張する病気（過敏性腸症候群）は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）に規定する通勤用自動車保有の該当事項である「通勤することがきわめて困難」（第3の9）の理由には該当しないと判断した。

- 2 請求人の通勤時における交通の利便性についても、請求人宅からは鉄道、バス、自転車等の交通用具の使用により勤務先まで十分通勤可能な距離であり、また複数のルートを利用することができる。処分庁が認めた請求人の通勤経路は以下のとおりである。

##### (1) 第一経路

自宅→(0.9km・徒歩)→JR南福岡駅→(6.7km・鉄道)→JR博多駅→博多駅交通センター→(14km・バス)→山の神→(1.2km 徒歩)→勤務地

曜日	JR南福岡駅→博多駅	交通センター→山の神
平日	6:43→6:52	7:00→7:45
	7:15→7:24	7:30→8:15
土曜日	6:44→6:51	7:00→7:40
	7:09→7:15	7:30→8:15
日曜日	7:45→7:53	8:00→8:45

##### (2) 第二経路

自宅→(1.8km・徒歩)→西鉄雑餉隈駅→(8.0km・鉄道)→西鉄福岡駅→天神日銀前→(16km・バス)→猪野赤坂→(0.6km 徒歩)

→勤務地

曜日	西鉄雑餉隈駅→西鉄福岡駅	天神日銀前→猪野赤坂
平日	6:57→7:14	7:30→8:29
	7:05→7:22	
土曜日	6:57→7:14	7:30→8:20
	7:08→7:23	
日曜日	6:57→7:14	7:35→8:19
	7:08→7:23	

- 3 処分庁は、上記の通勤経路を確認し、課長通知の「公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合」（第3の9）に該当しないと判断した。

さらに、請求人の症状について、平成20年11月18日に実施した主治医病状調査によると大腸がんは早期がんであり、術後再発の兆候はなく、その他の傷病は主に生活習慣病であり、月に1回程度の通院を行っているが、定期検査、薬の服用、食事療法、軽運動等の一般的な治療と指導がなされる程度である。

- 4 請求人が長期にわたり就労していることについては評価できるが、自動車の運転が禁止されていることを知りながら、処分庁に無断で長期にわたり自動車を使用していたこと及び通勤手段に係る他の生活保護利用者との均衡を考えると自動車の使用を認めることは適当ではない。

以上の理由から、処分庁は請求人の通勤時における自動車の使用について認めないものである。

## 第5 再反論の趣旨

請求人の反論の趣旨は、次のとおりと解されます。

- 1 処分庁は、公共交通機関での通勤が可能であると主張するが、請求人は会社出勤時間の30分前には出勤し、アルコール検査や車の点検作業、ガソリンの給油等の作業を行っており、処分庁が示す通勤経路では、勤務先の定める出発時間に間に合わず、公共交通機関での通勤は不可能である。請求人の主張する出勤時間は以下のとおりである。

収集ルート		平日	土曜日	日曜日
7区	出勤時間30分前	8:01	8:22	6:52



	会社出勤時間	8 : 3 1	8 : 5 2	7 : 2 2
	██████████ 出発時間	9 : 0 9	9 : 2 5	7 : 5 5
8 区	出勤時間 30 分前	8 : 3 8	8 : 4 2	7 : 0 6
	会社出勤時間	9 : 0 8	9 : 1 2	7 : 3 6
	██████████ 出発時間	9 : 4 6	9 : 4 6	8 : 0 9
10 区	出勤時間 30 分前	8 : 0 0	8 : 0 9	6 : 4 8
	会社出勤時間	8 : 3 0	8 : 3 9	7 : 1 8
	██████████ 出発時間	9 : 0 8	9 : 1 2	7 : 5 1

収集ルートとは、請求人が郵便物を収集する区画及び順路のことであり、請求人は勤務先から指定された収集ルートに間に合うように出勤している。そのため、処分庁が示した通勤経路では、休日の出勤は明らかに間に合わない。

2. また、請求人は傷病を抱えており、処分庁が示す平日の7時45分に山の神停留所に到着する経路では、博多駅到着からバスの乗り換えまで8分間しか余裕がなく、請求人の年齢や身体状況では移動できるか疑問である。また、山の神停留所から勤務地までは徒歩1.2kmとなっており、請求人の身体状況では20分程度かかると思われ、少なくとも平日の7区及び10区の収集ルートの場合は間に合わない。なお、処分庁の示す西鉄電車を使用する通勤経路は全て勤務時間には間に合わない。

いずれの通勤経路も自宅から勤務地まで2時間以上の通勤となり、請求人の現在の身体状況と年齢から、公共交通機関での通勤は無理である。

## 第6 処分庁の再々弁明の趣旨

処分庁の再々弁明の趣旨は、次のとおりです。

- 1 処分庁は、平成23年3月11日に、請求人の主治医に病状調査を改めて実施した。主治医によると、請求人は便意が頻回であるため、長時間の乗車通勤は無理であるとの回答を得たが、請求人の通勤経路では、鉄道の乗車時間は10分前後であり、バスの乗車時間は45分から1時間程度である。また、処分庁は、通勤時間を短縮するため、請求人に対して転居指導を行ってきた。
- 2 請求人は、処分庁に平成19年8月から██████████に直接出勤することとなった旨記した書面を提出しており、その後は給与明細書とともに、J R

南福岡駅から門松駅までの往復交通費を申告していたため、処分庁は、請求人が公共交通機関を利用して通勤しているものと認識していたが、請求人は処分庁の許可を得ずに自家用車で通勤していることがわかった。処分庁は、平成20年10月24日に公共交通機関で通勤するよう指導し、同年10月28日に現地調査を行った。調査の結果、公共交通機関での通勤が可能と判断し、同年10月30日請求人に自家用車による通勤をやめ、公共交通機関により通勤するよう指導した。

- 3 請求人は、勤務開始時間より早く出勤し、車の点検作業等を行っていると主張するため、処分庁は請求人の出勤時間について勤務先に事実確認をしようとしたが、請求人の同意が得られなかったため出勤時刻の確認が行えなかった。
- 4 請求人の休日勤務については、公共交通機関による通勤では始業時間に間に合わないことは事実であり、処分庁は、請求人に通勤時間の短縮のため勤務地の近くへ転居するよう指導を行ってきた。

また、早朝勤務は1月当たり数回であるため、始業時間に間に合わない場合は、勤務先の最寄駅からタクシーを利用できる旨及びこれに係る経費は生活保護費の収入認定額から控除する旨伝えている。

## 第7 再々反論の趣旨

請求人の反論の趣旨は次のとおりと解されます

請求人の病状については、主治医の調書のとおりであるが、請求人はこのほかにも中等症高血圧と糖尿病を合併しており、痛風や坐骨神経症という足腰の障害も持っている。

出勤時間の勤務先への確認について、請求人は、就職時から病気を持っていることや生活保護受給者であることも勤務先に告げていなかったもので、知られて職を失うことを恐れ、事実確認に同意しなかったものである。

## 第8 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

### 1 平成14年2月5日

請求人は、単身世帯として保護を受給開始したこと。

処分庁は請求人に対し、請求人の居住する借家が高額家賃のため転居指導を行ったこと。なお、請求人は、借用している駐車場について、息子が来たとき

のため借用していると述べたこと。

2 平成15年6月16日

請求人は、処分庁に来庁し、同月7日から糟屋郡久山町にある [REDACTED] に就職した旨及び勤務時間は午前8時30分から午後7時20分までである旨報告したこと。

3 平成19年1月11日

請求人は、処分庁に対し、勤務している [REDACTED] の集配センターが [REDACTED] から [REDACTED] に移転することになった旨報告したこと。

4 平成19年10月

請求人は、処分庁に対し、平成19年9月分給与支給明細書を提出し、次のとおり記載したメモを添付したこと。

- ・8月7日より [REDACTED] へ直行勤務 門松駅  
東区蒲田4丁目13-70
- ・8月1日、3日、5日 @220円×2回×3日 1,320円
- ・8月7日、9日、11日、13日、15日、17日、21日、23日、25日、29日 @360円×2回×10日 7,200円
- ・通勤交通費(8月度)13日間 8,520円

5 平成20年9月25日

処分庁は、請求人が処分庁に来庁した際、請求人が息子名義の軽自動車を使用していることを確認したため、息子に軽自動車を返還するよう指導したこと。  
なお、軽自動車は、初年度登録が平成9年であったこと。

6 平成20年10月24日

請求人は、処分庁に来庁し、通勤のため自動車を使用したい旨述べたこと。  
これに対し処分庁は、特別な事情以外は自動車の運転は禁止されていること、公共交通機関を利用すること及び自動車の所有は維持費、駐車場代等経費が高く生活を圧迫するので早く処分すること等を説明・指導したこと。

7 平成20年10月28日

処分庁は、現地調査をし、次のとおり、西鉄バス及びJRバスの路線があることを確認したこと。

- ・西鉄バス：西公園→天神→吉塚駅→猪野赤坂
- ・JRバス：博多駅→筑前蒲田→山の神

8 平成20年10月30日

処分庁は、来庁した請求人に対し、バス路線があることを伝え、公共交通機関で通勤するよう指導したこと。また、法第27条に基づく指導指示書を手交したこと。同指示書には、仕事上の運転を除いて一切自動車の運転をしないよう記載されていたこと。

9 平成20年11月7日

請求人は、処分庁に来庁し、自動車を利用していると述べたこと。

10 平成20年11月18日

処分庁は、XXXXXXXXXXの主治医に面接し、請求人の病状調査を行い、次の調査結果を得たこと。

大腸がんは早期がんであり、術後再発の兆候はない。その他の傷病は、主に生活習慣病で月に1回程度の通院であり、定期検査、薬の服用、食事療法、軽運動等の一般的な治療と指導である。

11 平成21年5月25日

請求人は、同年4月1日付け保護変更決定処分に係る審査請求を提起したこと。

12 平成21年10月23日

審査庁は、上記審査請求に係る裁決書を両当事者に送付したこと。また、同裁決書において、「勤労収入を得るための必要経費として通勤費等の実費の額を認定していない点において相当でな」と判断したこと。

13 平成21年12月2日

請求人は、同年11月分の収入状況申告書を給与支給明細書及び国民年金保険料領収書(10月分14,660円)を添付の上処分庁に提出したこと。給与支給明細書は、支給額168,714円、雇用保険料675円、所得税11,200円であったこと。

14 平成21年12月18日

処分庁は、平成22年1月分保護費を次のとおり算定したこと。

ア 最低生活費 103,470円

(生活扶助68,800円、住宅扶助32,000円、冬季加算2,670円)

イ 収入認定額 168,714円(給与収入)

ウ 控除額 54,625円

(基礎控除28,090円、雇用保険料675円、所得税11,200円、国民年金保険料14,660円)

エ 収入充当額 114,089円(イ-ウ)

オ 保護費 - 10,619円 (本人支払額10,619円) (ア-エ)

15 平成21年12月24日

処分庁は、請求人宅を訪問し、平成21年まで毎月認定していた特別控除を平成22年から年2回とする旨説明したこと。

16 平成22年1月14日

請求人は、平成21年12月分の収入状況申告書を給与支給明細書、賞与支給明細書及び国民年金保険料領収書(11月分14,660円、12月分14,660円)を添付の上処分庁に提出したこと。給与支給明細書は、支給額162,713円、雇用保険料651円、所得税10,300円であり、賞与支給明細書は、支給額66,000円、雇用保険料264円、所得税6,573円であったこと。

17 平成22年1月22日

処分庁は、同年2月分保護費を次のとおり算定したこと(本件処分甲)。

ア 最低生活費 103,470円

(生活扶助68,800円、住宅扶助32,000円、冬季加算2,670円)

イ 収入認定額 239,332円

(給与収入162,713円、賞与66,000円、1月分本人支払額10,619円)

ウ 控除額 77,308円

(基礎控除30,200円、給与雇用保険料651円、給与所得税10,300円、賞与雇用保険料264円、賞与所得税6,573円、国民年金保険料11月分14,660円、同12月分14,660円)

エ 収入充当額 162,024円(イ-ウ)

オ 保護費 - 58,554円(本人支払額58,554円)(ア-エ)

18 平成22年2月1日

処分庁は、前記12の裁決書に基づき、請求人に対してガソリン代の単価及び計算方法について説明し、請求人が同意した単価に基づいて、下記のとおり、必要経費として平成21年1月分から平成22年2月分までのガソリン代計94,879円を認定することとしたこと。また、2月分本人支払額58,554円を差し引いた上で必要経費36,325円を支給することとしたこと。

(1) 認定方法

必要経費額 =  $23 \text{ km} \div 9 \text{ km/l} \times 119 \text{ 円/l} \times 2 \text{ (往復)} \times \text{勤務日数}$

(通勤距離(片道)23km、燃費9km/l、ガソリン単価119円/l)

認定月	勤務月	勤務日数	必要経費額
平成21年 1月	平成20年11月	14	8,515
平成21年 2月	平成20年12月	8	4,865
平成21年 3月	平成21年 1月	11	6,690
平成21年 4月	平成21年 2月	11	6,690
平成21年 5月	平成21年 3月	10	6,082
平成21年 6月	平成21年 4月	10	6,082
平成21年 7月	平成21年 5月	9	5,473
平成21年 8月	平成21年 6月	11	6,690
平成21年 9月	平成21年 7月	11	6,690
平成21年10月	平成21年 8月	11	6,690
平成21年11月	平成21年 9月	12	7,298
平成21年12月	平成21年10月	9	5,473
平成22年 1月	平成21年11月	14	8,515
平成22年 2月	平成21年12月	15	9,123
	計		94,879

(2) 必要経費額合計94,879円－2月分本人支払額58,554円  
＝必要経費支給額36,325円

19 平成22年2月12日

請求人は、同年1月分の収入状況申告書を給与支給明細書及び国民年金保険料領収書（1月分14,660円）を添付の上処分庁に提出した。給与支給明細書は、支給額170,757円、雇用保険料683円、所得税11,500円であったこと。

20 平成22年2月19日

処分庁は、同年3月分保護費を次のとおり算定したこと（本件処分乙）。

ア 最低生活費 103,470円

（生活扶助68,800円、住宅扶助32,000円、冬季加算2,670円）

イ 収入認定額 170,757円（給与収入）

ウ 控除額 54,933円

（基礎控除28,090円、給与雇用保険料683円、給与所得税11,500円、国民年金保険料14,660円）

エ 収入充当額 115,824円（イ－ウ）



オ 保護費 - 12,354円 (本人支払額12,354円) (ア-エ)

21 平成22年3月12日

請求人は、同年2月分の収入状況申告書を給与支給明細書、国民年金保険料領収書(2月分14,660円)、国税還付金振込通知書(56,696円)及び軽自動車車検代領収書(14,000円、「残額50,000円はカード払い」と記載されている。)を添付のうえ処分庁に提出したこと。給与支給明細書は、支給額158,663円、雇用保険料635円、所得税9,700円であったこと。

22 平成22年3月24日

処分庁は、同年4月分保護費を次のとおり算定したこと(本件処分丙)。

ア 最低生活費 100,800円

(生活扶助68,800円、住宅扶助32,000円)

イ 収入認定額 227,713円

(給与収入158,663円、国税還付金56,696円、3月分本人支払額12,354円)

ウ 控除額 52,275円

(基礎控除27,280円、給与雇用保険料635円、給与所得税9,700円、国民年金保険料14,660円)

エ 収入充当額 175,438円(イ-ウ)

オ 保護費 - 74,638円(ア-エ)

(本人支払額74,630円、10円未満の端数切り捨て)

23 平成22年4月6日

処分庁は、平成22年2月、3月及び4月分保護決定(変更)通知書を請求人宅のポストに投函したこと。なお、処分庁は、同通知書に別紙(不服申立に係る教示文)を添付していなかったこと。また、平成22年2月及び3月分の保護決定(変更)通知書に保護を変更した理由を記載していなかったこと。

24 平成22年4月14日

請求人は、同年3月分の収入状況申告書を給与支給明細書を添付して処分庁に提出したこと。給与支給明細書は、支給額143,100円、雇用保険料572円、所得税7,300円であったこと。

25 平成22年4月23日

処分庁は、同年5月分保護費を次のとおり算定したこと(本件処分丁)。

ア 最低生活費 100,800円





(生活扶助 68,800 円、住宅扶助 32,000 円)

イ 収入認定額 217,730 円

(給与収入 143,100 円、4 月分本人支払額 74,630 円)

ウ 控除額 55,857 円

(基礎控除 26,090 円、給与雇用保険料 572 円、給与所得税 7,300 円、ガソリン代 21,895 円)

\* ガソリン代算定内訳

認定月	勤務月	勤務日数	必要経費額
平成 22 年 3 月	平成 22 年 1 月	15	9,123
平成 22 年 4 月	平成 22 年 2 月	15	4,865
平成 22 年 5 月	平成 22 年 3 月	13	7,907
	計		21,895

エ 収入充当額 161,873 円 (イ-ウ)

オ 保護費 -61,073 円 (本人支払額 61,070 円) (ア-エ)

なお、上記平成 22 年 4 月分ガソリン代算定には誤りがあり、正しくは 9,123 円であり、必要経費額計は 26,153 円となること。

26 平成 22 年 6 月 17 日

請求人は、本件審査請求甲ないし審査請求丁を提起したこと。

## 第 9 審査庁の判断

- 1 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第 4 条第 1 項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められるところです。

次に、法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第 8 条第 1 項)こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第 8 条第 2 項)と規定しています。

これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」

(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)を定めており、その中で、年齢別、地域別等に区分した基準生活費等の最低生活費を規定しています。

- 2 保護の程度たる法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)は、「当該世帯につき認定した最低生活費と、(中略)認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定する。」(第10の前段)と規定しています。

また、次官通知は、就労収入が法第4条第1項の規定にいう「利用し得る資産」及び法第8条第1項の規定にいう「金銭」に該当することを前提として、その認定指針を、「①官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること、②勤労収入を得るための必要経費としては、基礎控除、特別控除、新規就労控除及び未成年者控除によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」(第8の3の(1)のア)と規定しています。

よって、これらの規定から総合的に判断すると、法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」たる保護費は、保護基準により算定される当該世帯の需要(最低生活費)と次官通知等の規定により算定される収入充当額を、比較検討した上で決定されることになるものです。

- 3 また、法は、保護の変更について、法第24条第5項で準用する同条第2項において、「書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定しています。これは、処分通知書に処分理由の付記を義務づけることにより、実施機関の判断の慎重、合理性を担保するとともに、いかなる理由による処分であるかを相手方に知らせてその不服申立ての便宜に資するとの目的によるものであると解されています。
- 4 本件において、請求人は、通勤用に使用している自動車のガソリン代及び車検費用等を就労収入から控除していないと主張しますので、まずこの点から検討します。

#### (1) ガソリン代について(本件処分丁)

処分庁は、平成21年10月23日付け裁決書において、「勤労収入を得



るための必要経費として通勤費等の実費の額を認定していない点において相当でない」と判断されたため（前記認定事実 12）、平成22年2月1日、必要経費として平成21年1月分から平成22年2月分までのガソリン代計94,879円を算定し、平成22年2月分本人支払額58,554円を差し引いた上で必要経費計36,325円を支給するとしています（認定事実 18）。また、平成22年3月分から同年5月分までのガソリン代計21,895円を算定し、同年5月分保護費において就労収入から控除しています（本件処分丁）（認定事実 25）。

よって、ガソリン代が就労収入から控除していないとの請求人の主張は採用できません。しかしながら、別途請求人の主張する平成21年1月分から平成22年2月分までのガソリン代合計額から本人支払額を差し引くことの是非、差引後のガソリン代残額の支給の有無はさておき、平成22年3月分から同年5月分までのガソリン代の算定には誤りがあり、正しくは計26,153円であることから、本件処分丁は相当ではないと言わざるを得ません。

ところで、本件において、処分庁は、収入増により本人支払額が発生した場合、当該本人支払額を翌月に収入認定していますが（認定事実 17、22 及び 25）、次官通知第10において、「（前略）保護の種類は、その充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産（中略）に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」とされていることから、単身で介護扶助を受けていない請求人の場合、本人支払額は当該月の医療費に充当させることが正当であると判断されます。

## (2) 車検費用等について（本件処分丙）

ア 請求人は、平成22年3月12日、同年2月分の収入状況申告書に軽自動車車検代領収書計64,000円を添付し、処分庁に提出しましたが、処分庁は、これを必要経費として認めていません（本件処分丙）（認定事実 21 及び 22）。

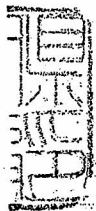
イ 処分庁は、課長通知に照らし、請求人の自動車の使用は認められず、公共交通機関で通勤可能であるため車検代等を収入から控除していないと主張します。一方、請求人は、年齢や身体状況のほか、出勤30分前に出勤している実態があることから公共交通機関では始業時間に間に合わないとは主張します。本件処分丙の争点は、通勤用自動車の保有の可否と史料されますので、以下検討します。

ウ 課長通知では、通勤用自動車の保有について、「次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外の通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるとき（後略）」は認めてよいとし、次のいずれかの場合の一つに、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合」があげられています。また、その条件として、「(1)世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。(2)当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。(3)自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。(4)当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。」(第3の9)とされています。

さらに、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」については、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)において、「一律に基準を示すことは困難であるが、例えば、駅やバス停までの所要時間や、公共交通機関の1日当たりの運行本数、さらには当該地域の低所得者世帯の通勤実態等を勘案したうえで、自動車によらずに通勤することが現実に可能かどうかという観点から実施機関で総合的に判断されたい。」(問3-16)とされています。

エ そこで、本件審査請求の審理における再弁明の中で処分庁が主張した2経路について、以下検討します。

請求人は、出勤時間の30分前に出勤し、アルコール検査、車の点検作業等を行っていることを主張しますが、前記第4の(2)及び第5の(1)の表を比較すれば、処分庁の主張する2経路では少なくとも日曜日の出勤時間に間に合わないことが認められます。この点について処分庁は、公共交通機関による通勤では休日勤務の出勤時間に間に合わないことを認め、た上で勤務地近くへの転居指導を行ってきた旨及び勤務先の最寄駅からタクシーを利用できることを請求人に伝えている旨主張します。しかしながら、転居指導をしていること及びタクシー利用を認めていることは、直ちに通勤用自動車の利用を認めないことにはつながりません。すなわち、転居するまでの間自動車の利用を認めることは可能であり、タクシーは課長通知でいうところの公共交通機関には該当しないと解されることから、



処分庁の主張には首肯できません。

また、請求人の年齢（63歳）及び雨天時等を考慮すれば、平日においても確実に公共交通機関で通勤可能とまでは判断できません。

なお、認定事実5から7までのとおり、処分庁は、公共交通機関が利用できるか否かを確認することなしに自動車の使用禁止の指導を行っていること、指導後に確認した経路のうちの1つは西公園から勤務地最寄りのバス停までの経路を示したものとどまり、本来、請求人の自宅からの経路を調査した上で、請求人の出勤時間等の勤務実態とバスの運行時間や所要時間とを勘案して、通勤が可能であるかどうかを判断すべきところ、請求人の出勤時間等勤務実態を確認していないことが認められます。以上のとおり、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域」の判断については、処分庁の裁量権の逸脱があったと認められます。

オ また、請求人の給与は、平成21年11月分168,714円、同年12月分162,713円、平成22年1月分170,757円、同年2月分158,663円、同年3月分143,100円であること（認定事実13、16、19、21及び24）及び使用する軽自動車も平成9年式であること（認定事実5）が認められます。

上記エに加え、請求人の給与、軽自動車の処分価値その他自動車の普及率等を総合的に勘案すれば、通勤用自動車の保有について上記ウの課長通知第3の9に該当するものと判断されます。

以上から、請求人の通勤用自動車保有については、容認されると判断され、自動車車検代を必要経費として認めなかった本件処分丙は取消しを免れ得ません。

なお、請求人は、自動車を使用していたことを処分庁に報告せず、虚偽の通勤費（公共交通機関の費用）を申告していたことが認められますが（認定事実4）、このことについては、自動車保有の可否に関する当庁の判断を左右するものではありません。

5 次に、処分庁は、本件処分甲、本件処分乙及び本件処分丙について、保護決定（変更）通知書を当該月に請求人に通知せず、平成22年4月6日に当該保護決定（変更）通知書を請求人宅のポストに投函していますが、本件処分甲及び本件処分乙に係る同通知書に変更理由が記載されていません。さらに、同通知書に別紙（不服申立に係る教示文）を添付していなかったことが認められます（認定事実23）。



したがって、本件処分甲、本件処分乙及び本件処分丙は、処分後の平成22年4月6日に通知され、しかも不服申立に係る教示文が添付されていない点において、不適切な事務処理と言わざるを得ません。さらに、本件処分甲及び本件処分乙に係る保護決定(変更)通知書には、法に定められた処分通知書への処分理由の付記がなされておらず、手続上の違法があったと言わざるを得ません。

なお、請求人は、平成22年2月分で収入認定した賞与収入(認定事実17、本件処分甲)に対して特別控除を行っていないと主張しますが、処分庁は、平成21年まで毎月認定していた特別控除を平成22年から年2回とする旨説明しているため(認定事実15)、この点についての請求人の主張は採用できません。

- 6 以上のとおり、本件処分甲及び本件処分乙は、処分理由の付記がなされていない点において違法であり、本件処分丙は、自動車の保有が容認されるため車検代等を収入から控除しなかった点において違法であり、本件処分丁は、ガソリン代の算定誤りが認められる点において違法と判断せざるを得ません。

#### 第10 結論

以上のとおり、審査請求甲、審査請求乙、審査請求丙及び審査請求丁には、理由があるので行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成23年 9月29日

福岡県知事 小川 洋

